

締約国に関する情報
AU

オーストラリア

附属書 B1
AU

一般情報

国内官庁の名称	Australian Patent Office (オーストラリア特許庁)
所在地	Discovery House, 47 Bowes Street, Phillip, Canberra A.C.T. 2606, Australia
郵便のあて名	P. O. Box 200, Woden, A. C. T. 2606, Australia
電話番号	1300 65 10 10 (国内通話) (61-2) 622 236 26 (国際通話)
電子メール	pct@ipaaustralia.gov.au
インターネット	http://www.ipaustralia.gov.au
ファクシミリ装置	なし
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2)	電子形式で行われた国際出願及び国内出願を出願人がWIPO DASから取得できるようにする用意がある ²
オーストラリアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	オーストラリア特許庁又はWIPO国際事務局
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい
オーストラリアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 ³	オーストラリア特許庁
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 追加特許

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 出願をDASから取得するための請求方法の詳細に関しては、次を参照されたい。
<https://www.ipaustralia.gov.au/patents/applying-patent/international-application-process/applying-international-application/priority-document-access-service-das>

3 対応する国内段階を参照されたい。

AU	オーストラリア (続き)	AU
国内官庁が認める手数料の支払方法	<p>(i) すべての手数料はオーストラリア特許庁に支払わなければならない。</p> <p>(ii) 国内手数料は、クレジットカード、選択サービス用口座、現金、小切手、為替、EFTPOS、EFT又は直接決済によってオーストラリア・ドル建で支払わなければならない。銀行送金による支払は次の銀行に行うべきである。</p> <p>受取人名：IP Australia Official Departmental Account 銀行名：National Australia Bank 銀行口座番号：082-926 868711229 銀行あて名：Woden Shopping Square ACT 2606 BIC/SWIFTコード：NATAAU3303M</p>	
国際型調査に関するオーストラリアの規定 (PCT第15条)	特許規則3.14A	
国際公開に基づく仮保護	出願人は、国際出願がPCT第21条の規定に従って公開された日又は1990年特許法第56A条及び特許規則4.4に基づき公衆の閲覧に供された日から、1990年特許法第57条に定義する権利を享有する（その権利は、一般には明細書が公開された日において特許が付与されていた場合に発明人が有していたであろう権利と同じであるが、出願人は特許が付与されるまで侵害の手続を開始することができない）。	
オーストラリアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
オーストラリアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載できる。又は通知の日から2か月以内に提出しなければならない。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	